離職されたみなさまへ　<特例一時金のご案内>

このリーフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票－２」の裏面もお読みください。

※受給手続きには個人番号確認書類（マイナンバーカードなど）が必要です。

①　特例一時金の対象となる方

短期特例被保険者であった方が失業した場合に支給される手当を**特例一時金**といいます。
特例一時金の支給を受けるには、次の(1)、(2)の要件をすべて満たしている必要があります。

（１）離職の日以前１年間に、**11日以上働いた月**が通算して**６か月**以上あること。
　なお、賃金の支払いの基礎となった時間数が８０時間以上の月を１か月として計算する場合があります。

（２）失業の状態にあること。
　離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方をいいます。

②　次のような方は、原則として支給を受けられません

就職する意思・能力がないものと判断され、その状態が続く限り特例一時金の支給を受けることができません。

① 家事に専念する方
② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められるなど、学業に専念する方
③ 家業に従事し職業に就くことができない方
④ 自営を開始、または自営準備に専念する方
（求職活動中に創業の準備・検討を行う方は支給可能な場合があります。）
⑤ 次の就職が決まっている方
⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方
⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方
⑧ 会社の役員などに就任している方
（就任の予定や名義だけの役員も含む）
⑨ 就職・就労中の方（試用期間を含む）
⑩ パート、アルバイト中の方（週あたりの労働時間が20時間未満の場合は、支給を受けることが可能な場合があります。）

③　給付を受ける手続きは（次のものをお持ちください）

特例一時金を受給するためには、みなさまの住所を管轄するハローワークへ、ご自身で求職申し込みなどの手続きをしてください。

１．離職票―１、離職票―２
２．**マイナンバーカード**
　マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号および②身元（実在）確認書類をお持ちください。
①個人番号確認書類（いずれか１種類）：通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）
②身元（実在）確認書類：（１）のうちいずれか１種類。（１）の書類をお持ちでない方は、（２）のうち異なる２種類（コピー不可）
　（１）運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など
　（２）公的医療保険の資格確認書、児童扶養手当証書など
３．写真１枚（最近の写真、正面上三分身、ﾀﾃ3.0㎝×ﾖｺ2.4㎝。）
　※本手続及び認定日にマイナンバーカードを提示する場合には写真の提出を省略することが可能です。
４．本人名義の預金通帳またはキャッシュカード（一部の金融機関を除く）

※　船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申し込みをお願いします。

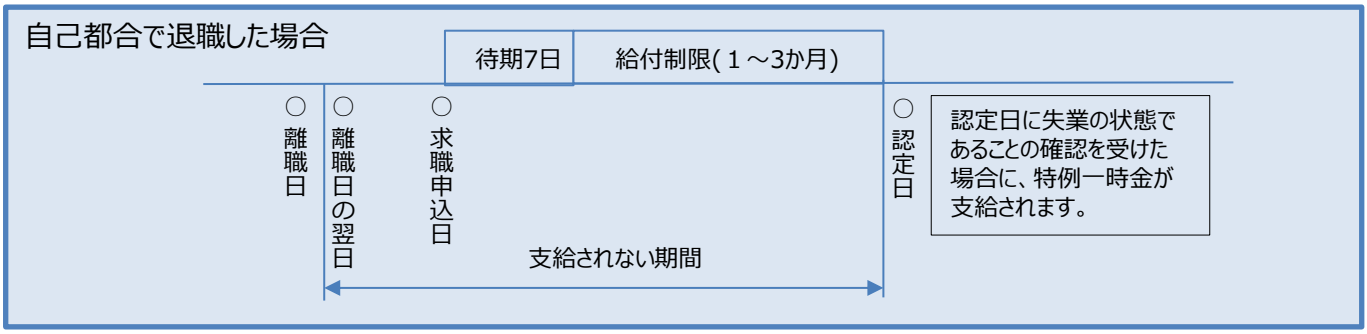
厚生労働省　ハローワーク

④ 早めに求職申込みの手続をしてください

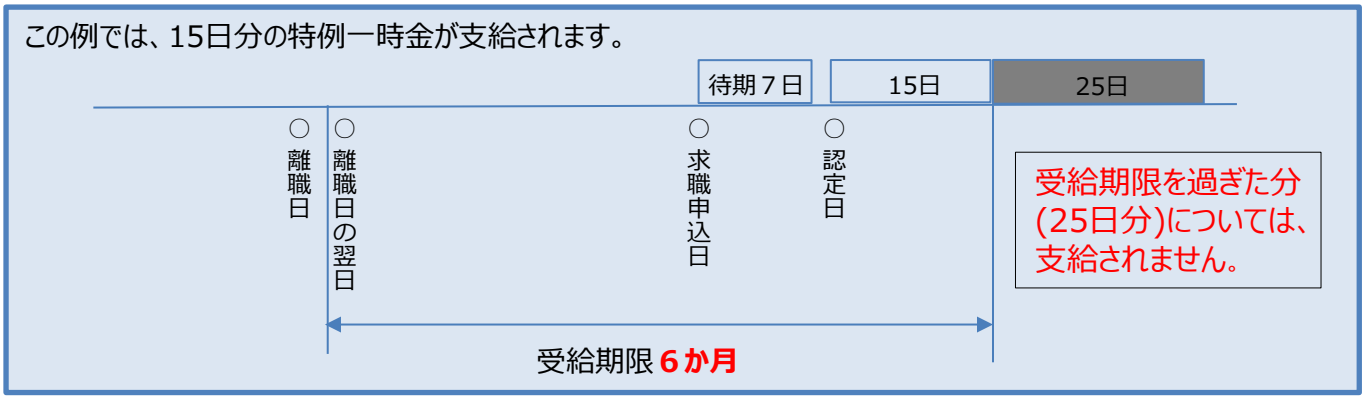
特例一時金は、ハローワークまたは地方運輸局に離職票の提出と求職の申し込みを行った日から失業の状態にあった日が７日間経過してからでなければ支給されません。これを待期といいます。

また、自己都合で退職した場合は待期が経過した後さらに１か月（令和７年３月31日以前に自己都合で退職した場合は２か月、自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された場合は３か月）経過するまで、特例一時金が支給されません。これを給付制限といいます。

特例一時金の支給を受けるためには、待期および給付制限期間が経過することが見込まれる日の後にハローワークまたは地方運輸局が指定する失業の認定日に来て、失業の状態にあることの確認を受けなければなりません。



特例一時金の支給額は、基本手当日額の**40日分**に相当する額とされていますが、支給を受けることができる期限（受給期限）は、**離職日の翌日から6か月**です。求職申し込みの手続きが遅れた場合、40日分の支給を受けることができなくなることがあります。 お早めに求職申し込みの手続きをしてください。



※　雇用保険の受給資格は最終の離職票により決定するため、特例一時金の手続き前に就労し、就労先において一般被保険者となった場合、特例一時金の受給はできなくなります。

また、一般被保険者として受給するには、被保険者期間が通算で12か月必要となることから、一般被保険者の受給資格も満たさなくなる可能性があります（特定受給資格者・特定理由離職者に該当する場合は除く）。

求職申込み手続きのご案内

求職申込み手続きは、どのハローワークでも受け付けています。
ただし、雇用保険受給手続きなどを行う場合は、住所を管轄するハローワークで手続きする必要があります。

申込み方法①：ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）で、求職申込み情報を入力（仮登録）後に、窓口で申込み手続きを行う。
※　求職申込書（筆記式）もご用意しています。

申込み方法②：ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから、「ハローワークインターネットサービス」にアクセスし、オンライン上の求職登録を行う。

※雇用保険の受給手続きを行う場合は、ハローワーク窓口での追加の手続きが必要です

雇用保険受給開始までの求職申込み手続きの流れ

①ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）で求職申込み情報を入力（仮登録）する
※「求職申込書」（筆記式）もご用意しています

<窓口>

申込み手続きを行う
（申込み内容や希望条件の確認など）

求職申込み受付完了
（ハローワーク受付票を交付）

②ご自宅のパソコンやスマートフォンからハローワークインターネットサービスにアクセスし求職者マイページアカウント登録を行う

アカウント登録完了後１４日以内に求職情報を登録し、求職者マイページを開設する。

オンライン上の求職登録完了
（オンライン登録者）

<窓口>

給付を受給するハローワークの
相談窓口でのご相談
（※受給資格決定日と同日でも可）

職業相談、求人情報の提供、応募書類の作成アドバイス、職業紹介などの
各種サービスをご利用いただけます

厚生労働省　ハローワーク

求職者マイページのご案内

ハローワークインターネットサービス上に**「求職者マイページ」**を開設すると、ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから以下のサービスが利用でき、お仕事探しがより便利になります。開設を希望する方は、窓口にお申し出ください。

- ○ **求人の検索条件や気になった求人を保存**することができます。
- ○ ハローワークでご紹介した求人内容や応募履歴を確認することができます。
- ○ メッセージ機能により、応募した求人の担当者とやりとりできます。ハローワークから求人情報やお知らせをお送りする場合もあります。
- ○ 登録した情報の確認や変更ができます（※雇用保険の失業給付等を受給されている方は、変更内容によって、別途給付窓口での手続きが必要になる場合があります。詳しくは受給をされているハローワーク窓口までお問い合わせください。）。
- ○ ハローワークから職業紹介（オンラインハローワーク紹介）を受けることができます。
- ○ 求人に直接応募（オンライン自主応募）することができます。

※ オンライン自主応募はハローワーク紹介とはならないため、再就職手当等の受給を検討されている方はご注意ください。

＜留意事項＞

- 求職者マイページは、ハローワークおよびハローワークインターネットサービスを利用して就職活動を行うことを希望する方を対象に、求人情報の検索・閲覧など仕事探しに必要なサービスを提供するものです。
- 「求職者マイページ」を開設するには、ハローワークへの求職登録が必要です。求職が無効となった場合、一部サービスが利用できなくなります。
- マイページを開設するには、ログインアカウントとして使用するメールアドレス、パソコン、スマートフォンなどが必要です。なお、利用規約およびプライバシーポリシーに同意いただく必要があります。

医療・介護・保育の仕事を検討してみませんか

「どんな仕事を選べばいいんだろう？」と迷っているなら、医療・介護・保育の仕事を検討してみませんか。無資格・未経験から始められ、働きながら資格取得に取り組むことで、キャリアアップを目指すことができます。また、柔軟な勤務形態が選べて、子育てや介護といった様々な事情との両立もかないます。医療・介護・保育の仕事は、地域を問わず必要とされる仕事だからこそ、全国で多くの求人があり、今の自分に合った職場がきっと見つかります。

まずは求人を探してみる

医療・介護・保育に特化した求人検索ページで、希望の勤務地や職種、こだわり条件から簡単に求人を探すことができます。
登録不要、最短10秒で求人を閲覧できます。
気になる求人があればハローワークにお気軽にご相談ください。



! 窓口のご利用について

※ 雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の８時30分から17時15分です。また、「受給資格決定」の他に「求職の申込み」の手続きもあり、求職申込みには一定の時間がかかることなどから、16時前までのご来所をお勧めします。

※ 職業相談には一定に時間がかかることなどから、職業相談・職業紹介をご利用いただくにあたっての時間帯（夜間開庁や土曜開庁の日を除いた平日）は、９時～17時の間のご利用ください。

厚生労働省　ハローワーク